平成２３年（フ）第１９０４号
横浜市西区赤門町２丁目33番地　開港荘
債務者　藤本　美幸
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　修一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月11日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５６号
宮崎市清武町加納乙137番地２　ゆとり94―203号、住民票上の住所宮崎市大塚町馬場崎3594番地１　児玉コーポ203号
債務者　落合　真弓（旧姓江藤）
1　決定年月日時　平成23年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　卓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５６６号
札幌市中央区北３条東２丁目２番地７　スペース503号
債務者　後藤　暁子
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木橋俊輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８０号
福井県吉田郡永平寺町松岡観音３丁目102番地２
債務者　東川八重子
1　決定年月日時　平成23年７月25日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉村　　悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月８日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０８号
愛知県豊橋市福岡町42番地、住民票上の住所愛知県豊橋市白河町97番地　405
債務者　本多　早苗
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　犬飼　裕行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第６３号
北海道岩見沢市６条西３丁目３番地１　安藤アパートＡ号室
債務者　馬場　愛子（旧姓福島）
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　　良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３４９６号
大阪府枚方市牧野本町１丁目１番103―302号、住民票上の住所地大阪府枚方市養父西町27番24号
債務者　渡邊　章二
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０７８号
大阪市城東区東中浜８丁目４番28―402号
債務者　隈元　　芳
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０８１号
大阪府枚方市星丘２丁目46番２―24号
債務者　仲上　洋子（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１４０号
大阪市東淀川区西淡路１丁目17番４号　セントアミー新大阪北201号
債務者　明石　大功
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１４１号
大阪市西成区千本中２丁目７番28号
債務者　矢野　良幸
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１６４号
大阪府寝屋川市御幸東町37番14号
債務者　武田　和男
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２０１号
大阪府吹田市南吹田４丁目７番３号
債務者　佐藤　　渉
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２１２号
大阪市都島区善源寺町２丁目２番７―1044号
債務者　長谷川俊樹
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２３７号
大阪府門真市大橋町20番23号
債務者　田畑　清志
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２４７号
大阪市福島区大開２丁目５番28―304号
債務者　小畑　チエ
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４８２号
大阪市西成区山王１丁目１番10―507号
債務者　青木こと　金　　秀佶
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部